

26 監査第 9 号
平成 27 年 3 月 17 日

名古屋市長 河村 たかし 様

公立大学法人名古屋市立大学
理事長 郡 健二郎



公立大学法人名古屋市立大学第二期中期計画の変更に関する申請

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 1 項後段の規定に基づき、
公立大学法人名古屋市立大学第二期中期計画の変更の認可を受けたいので、申請します。

公立大学名古屋市立大学監査評価室
山内、杉山
電 話 853-8806
FAX 853-6201

公立大学法人名古屋市立大学第二期中期計画の変更について

1 変更しようとする事項

現 行	変更案
VI 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 (略) [運営費交付金の算定ルール] 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の算定ルールに基づき、それぞれ対応する方法により算定される。 1 大学 (略) 2 附属病院 運営費交付金＝①＋② ①【教職員の退職手当】 (略) ②【医療機器リース料】 名古屋市から承継した15,000千円以上の医療機器更新に係るリース料の2分の1 注) 運営費交付金は一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の具体的な額については、予算編成過程において再計算され、決定される。	VI 予算、収支計画及び資金計画 1 予算 (略) [運営費交付金の算定ルール] 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の算定ルールに基づき、それぞれ対応する方法により算定される。 1 大学 (略) 2 附属病院 運営費交付金＝①＋② ①【教職員の退職手当】 (略) ②【医療機器リース料】 名古屋市から承継した<u>医療機器のうち、15,000千円以上の医療機器更新に係るリース料の2分の1及び平成26年度末時点において更新を延期している医療機器更新に必要な費用相当額</u> 注) <u>中期計画における運営費交付金</u>は一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の<u>運営費交付金</u>については、<u>市が</u>予算編成過程において再計算し、決定される。

※下線部は変更箇所を示す。

2 変更理由

各事業年度の運営費交付金について、計画期間中の経営環境の変化を踏まえ予算編成過程において必要な費用相当額を措置することとされたため、所要の変更を行う必要があるによる。

3 参照条文

○地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 108 号）抜すい

（中期計画）

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示（中期目標）を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 （略）

3 設立団体の長が、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

○公立大学名古屋市立大学の業務運営等に関する規則（平成 18 年名古屋市規則第 106 号）抜すい

（中期計画の作成及び変更に係る事項）

第 3 条 法人は法第 26 条第 1 項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 30 日前までに、市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第 26 条第 1 項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。